

○釧路市音別町森林体験交流センター条例

平成 17 年 10 月 11 日

釧路市条例第 187 号

(設置)

第 1 条 林業者及び地域住民の体験学習、休養交流の場としてなど多目的利用の拠点として、地域の林産物を使用した釧路市音別町森林体験交流センター（以下「森林体験交流センター」という。）を設置する。

(位置)

第 2 条 森林体験交流センターは、釧路市音別町朝日 2 丁目 81 番地に置く。

(業務)

第 3 条 森林体験交流センターは、次の業務を行う。

- (1) 学習、研修、交流、集会等
- (2) 催物、イベント等
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、第 1 条に必要な業務

(使用の承認)

第 4 条 森林体験交流センターを使用しようとする者は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、管理上必要があると認めるときは、その承認について条件を付することができる。

(使用料)

第 5 条 森林体験交流センター使用料は、別表のとおりとする。

2 使用料は、承認の際納付しなければならない。

(使用料の減免)

第 6 条 市長は、公用又は公益上使用するときで相当の理由があるときは、使用料を減免することができる。

(使用料の不還付)

第 7 条 納付した使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付することができる。

- (１) 使用者の責任でない理由により、使用することができないとき。
- (２) 使用前に使用の取消し又は変更の申出をし、市長が相当の理由があると認めたとき。

(使用条件の変更等)

第 8 条 次の各号のいずれかに該当するときは、市長はその使用条件を変更し、使用を停止し、又は使用の承認を取り消すことができる。

- (１) 承認の条件に違反したとき。
- (２) この条例及びこれに基づく規則に違反したとき。
- (３) その他公益上やむを得ない理由が生じたとき。

(使用者の義務)

第 9 条 森林体験交流センターの利用者は、その利用について、次の義務を負う。

- (１) 利用条件に従い、規律ある利用をすること。
- (２) 利用に当たっては、火災その他の事故防止及び施設の保全に十分の注意を払うこと。
- (３) 利用上、特別な設備をしようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けるとともに、利用終了後は、速やかに原状に復して返還すること。

(賠償)

第 10 条 利用者が建物、設備その他物件を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

(委任)

第 11 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 17 年 10 月 11 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の音別町森林体験交流センタ

一設置及び管理運営に関する条例（平成7年音別町条例第6号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成19年3月22日条例第10号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月18日条例第1号）抄

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月20日条例第4号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（使用料等の改定に係る経過措置）

4 この条例（第1条、第9条、第12条から第15条まで、第18条、第19条、第21条から第25条まで、第28条、第29条、第31条、第32条、第36条、第44条、第54条、第57条、第60条、第64条及び第68条を除く。）による改正後のそれぞれの条例の規定（第2項第4号から第6号までに規定する規定を除く。）は、施行日以後の使用、占用、入場、観覧、採取等（以下「使用等」という。）に係る使用料等であって、施行日以後に支払を受けるべきもの（施行日前に発行した納入通知書に係るものを除く。）について適用し、施行日前の使用等に係る使用料等又は施行日前に支払を受けるべき使用料等若しくは施行日前に発行した納入通知書に係る使用料等については、なお従前の例による。

（規則への委任）

8 この附則に規定するもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

附 則（平成31年3月22日条例第8号）抄

（施行期日）

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

（使用料等の改定に係る経過措置）

5 この条例（第 1 条、第 9 条、第 1 2 条から第 1 6 条まで、第 2 1 条、第 2 3 条から第 2 6 条まで、第 2 9 条、第 3 0 条、第 3 2 条から第 3 4 条まで、第 3 7 条、第 4 0 条、第 4 5 条、第 5 7 条、第 6 0 条、第 6 3 条、第 6 7 条及び第 7 1 条を除く。）による改正後のそれぞれの条例の規定（第 2 項第 3 号から第 5 号までに規定する規定を除く。）は、施行日以後の使用、占用、入場、観覧、採取、入港等（以下「使用等」という。）に係る使用料等（第 9 項に規定する使用料等を除く。）であって、施行日以後に支払を受けるべきものについて適用し、施行日前の使用等に係る使用料等又は施行日前に支払を受けるべき使用料等については、なお従前の例による。

（規則への委任）

1 0 この附則に規定するもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

附 則（令和元年 6 月 2 8 日条例第 2 号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第 5 条関係）

区分		昼間	夜間	備考
多目的ホール	夏季	9, 5 5 0 円	6, 8 3 0 円	半日使用の場合の使用料は、半額とする。
	冬季	1 3, 6 5 0 円	9, 5 5 0 円	
研修室	夏季	1, 6 2 0 円	1, 1 0 0 円	
	冬季	1, 9 2 0 円	1, 3 6 0 円	

備考

1 入場料、観覧料、受講料等これに類する料金を徴収して開催する営業的行為に対しては、本表に定める額の 3 倍の額をもって使用料金とする。

2 昼間、夜間の区分は、次のとおりとする。

昼間 午前 9 時～午後 5 時

夜間 午後 5 時～午後 1 0 時

3 夏季、冬季の区分は、次のとおりとする。

夏季 6月1日～9月30日

冬季 10月1日～5月31日

4 林業者及び市民が第3条第1号の目的により使用の場合は、無料とする。